

# PTA 臨時総会資料

配布日 : 令和2年11月30日

提出期限 : 令和2年12月 4日

決議日 : 令和2年12月11日

議案	参照資料
第1号議案	PTA 会則改定（役員任期等） [ p.1 ]
第2号議案	PTA 会則改定（会費） [ p.2 ] 及び 第2号議案・別紙 [ p.3~6 ]

## PTA 会則改定案（役員任期等）

### 【改正案骨子】

- ・ 現在の役員任期及び就任の運用を明確化するため、第五章 10. を改定し、同章 11. を追加する。
- ・ 軽微な用語の変更を行う。

### <現行>

#### 第五章 役員・正副委員長・部員

10. 役員任期は一年とし再任を妨げない。但し会長は三期を限度とする。補欠者の任期は、前任者の残余期間とする。

11. 本会に下記の委員長・委員を置く。

- (1) 学級委員会 (委員長1名・副委員長1名・教職員1名)
- (2) 文化広報委員会 (委員長1名・副委員長1名・教職員1名)
- (3) 校外生活委員会 (委員長1名・副委員長1名・教職員1名)
- (4) お手伝い委員会 (委員長1名・副委員長1名・教職員1名) 計12名

12. 役員、委員長、委員の選出は次による。

(1) 役員を選出

イ、選挙管理委員会を組織し、役員候補者を全会員（保護者・教職員）から推薦し役員候補者を定数だけ選出する。定数の中で選挙管理委員会立合のもと互選会で各役員を決定し、全会員の投票による信任を得た後、総会にて承認を受ける。

ロ、選挙管理委員会は毎年4月に卒業学年である6年生保護者から2名選出し、その年の役員12名をあわせた計14名により構成する。但し、選挙管理委員長は卒業学年保護者から選出する。

ハ、各委員会の委員長は選考された部員の中より選出し決定する。

ニ、部員は各学級または学年より保護者会で選出する。

13. 各役員、委員長、部員の任務は概ね次の通りとする。

(1) 会長は本会を代表して、会務を総理し、各種会議を召集する。また、退任後は本会の顧問として相談役を担う。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故等のある時は任務を代行する。

(3) 書記は総会及び運営委員会等の議事を記録保管し、本会の庶務を行う。

(4) 会計は次の任務を行う。

イ、総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を行う。

ロ、総会において会計監査を経た決算を報告する。

ハ、予算の立案に協力する。

(5) 会計監査は年に一回は本会会計の監査をする。

(6) 各委員長は会務を統括しその推進を図ると共に運営委員会に提出する議案を作成する。

(7) 各部員は各委員会の会務を分担する。

14. 委員長、副委員長の任期は一年とする。

### <改定案>

#### 第五章 役員・正副委員長・部員

10. 役員任期は二年とし再任を妨げない。但し会長は三期を限度とする。補欠者の任期は、前任者の残余期間とする。

11. 役員への就任は在学中の児童1名または2名につき原則1回とし、当該児童（2名の場合は2人目の児童）の卒業までの期間における役員の再任および部員への就任はない。但し立候補を妨げない。

12. 本会に下記の委員長、副委員長、委員部員を置く。

- (1) 学級委員会 (委員長1名・副委員長1名・教職員1名)
- (2) 文化広報委員会 (委員長1名・副委員長1名・教職員1名)
- (3) 校外生活委員会 (委員長1名・副委員長1名・教職員1名)
- (4) お手伝い委員会 (委員長1名・副委員長1名・教職員1名) 計12名

13. 役員、委員長、副委員長、委員部員の選出は次による。

(1) 役員を選出

イ、(1)選挙管理委員会を組織し、役員候補者を全会員（保護者・教職員）から推薦し役員候補者を定数だけ選出する。定数の中で選挙管理委員会立合のもと互選会で各役員を決定し、全会員の投票による信任を得た後、総会にて承認を受ける。

ロ、(2)選挙管理委員会は毎年4月に卒業学年である6年生保護者から2名選出し、その年の役員12名をあわせた計14名により構成する。但し、選挙管理委員長は卒業学年保護者から選出する。

ハ、(3)各委員会の委員長、副委員長は選考された部員の中より選出し決定する。

ニ、(4)部員は各学級または学年より保護者会で選出する。

14. 各役員、委員長、部員の任務は概ね次の通りとする。

(1) 会長は本会を代表して、会務を総理し、各種会議を召集する。また、退任後は本会の顧問として相談役を担う。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故等のある時は任務を代行する。

(3) 書記は総会及び運営委員会等の議事を記録保管し、本会の庶務を行う。

(4) 会計は次の任務を行う。

イ、総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を行う。

ロ、総会において会計監査を経た決算を報告する。

ハ、予算の立案に協力する。

(5) 会計監査は年に一回は本会会計の監査をする。

(6) 各委員長は会務を統括しその推進を図ると共に運営委員会に提出する議案を作成する。

(7) 各部員は各委員会の会務を分担する。

15. 委員長、副委員長の任期は一年とする。

## PTA 会則改定案（会費）

【改正案骨子】

- ・ 「第2号議案・別紙」に記載の理由により、PTA 会費を値上げする。

### <現行>

#### 第八章 会計・経理

18. 本会会費は一世帯あたり2400円（PTA保険料200円を含む）とする。但し、中途入会の場合は、会費に関する細則による。また、災害、緊急事態宣言等の理由で年度内の活動の停止が見込まれる場合については、役員協議により徴収の有無、額の検討を行うこととする。

#### 運営細則

##### 3. 会費に関する細則

(1) PTA活動での事故・災害補填の為PTA総合補償制度に加入する。

(2) 転入生等中途入会については次のように定める。なお、返金は行わない。

1学期 2400円、2学期 1800円、3学期  
1200円

（全てPTA保険料200円を含む）

### <改定案>

#### 第八章 会計・経理

18. 本会会費は一世帯あたり~~2400~~2700円（PTA保険料200円を含む）とする。但し、中途入会の場合は、会費に関する細則による。また、災害、緊急事態宣言等の理由で年度内の活動の停止が見込まれる場合については、役員協議により徴収の有無、額の検討を行うこととする。

#### 運営細則

##### 3. 会費に関する細則

(1) PTA活動での事故・災害補填の為PTA総合補償制度に加入する。

(2) 転入生等中途入会については次のように定める。なお、返金は行わない。

1学期 ~~2400~~2700円、2学期 ~~1800~~2000円、3学期 ~~1200~~1300円

（全てPTA保険料200円を含む）

【令和3年度以降のPTA会費値上げ提案について】

日頃よりPTA活動にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、現在、PTA役員で令和3年度のPTA予算案を検討しております。しかし、下記に示しますように、PTA会計は非常に厳しい状況にあります。今後、現在のPTA会費2,400円で見込まれるPTA会費収入ではこれまで通りのPTA活動の維持が困難になることが予想されます。支出内容の見直しも行う予定ですが、不可欠な運営費用もあり、また極度の支出引き締めは各委員会の活動に支障が生じる可能性もあります。

以上の状況を鑑み、正常なPTA活動を維持するために、今回のPTA臨時総会においてPTA会費の値上げ及びこれに伴うPTA会則改定を提案いたします。下記をご覧いただいた上で、PTA会費の値上げにつきまして、第2号議案の賛否をご検討願います。

記

1. PTA会費（現行及び改定案）

PTA会費の現行と、改定案との対比は下記〔表A〕のとおり。

〔表A〕

入会時期	会費／世帯		
	現行	改定案	値上げ額
1学期 入会	2,400円	2,700円	300円
2学期 入会	1,800円	2,000円	200円
3学期 入会	1,200円	1,300円	100円

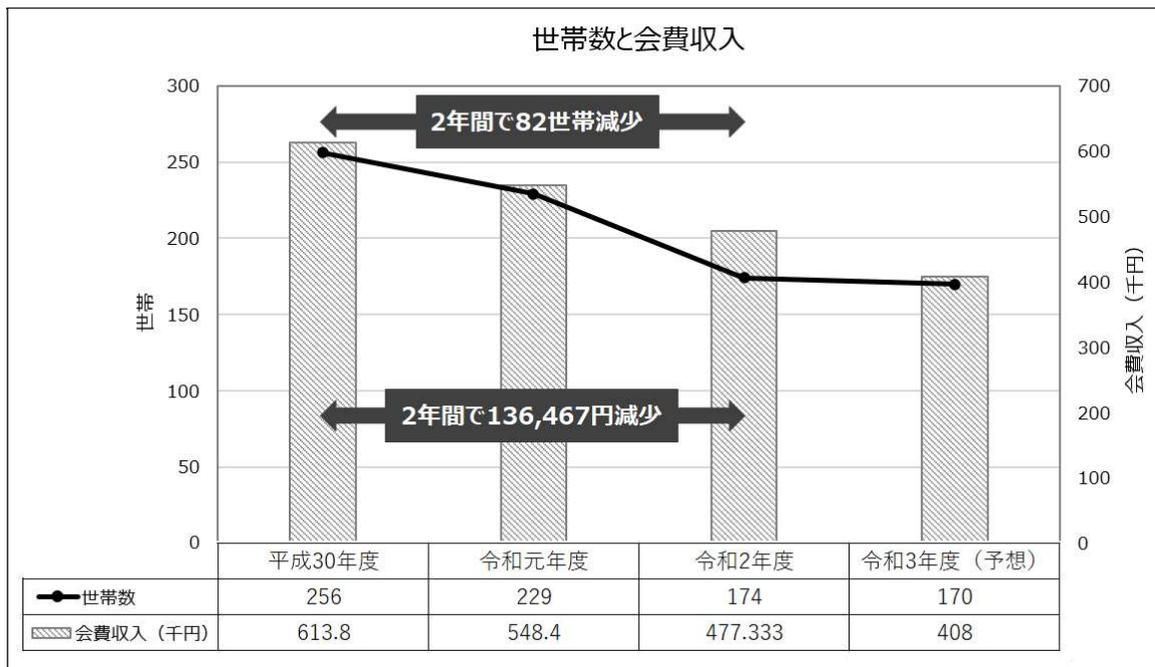
2. PTA会費の使途

- PTA活動費 : ガッシー便り、おたより等の印刷費、イベント時のお茶代、地域・他校との交流費、PTA保険など
- 教育活動補助 : 学校の教育活動に対する補助（おおぞらクラブ、学級委員会活動費等）
- 周年事業積立金 : 周年事業記念品贈呈のための積立金

3. 現行のPTA会費を維持した場合の問題点

(1) 世帯数減少

下記図に示すように、世帯数減少に伴いPTA会費収入は大きく減少している。一方、PTA会費の支出項目には、世帯数又は児童数が直接的に影響する支出項目が少ないため、世帯数が減少しても予算額は大きく変化しない。



(2) 周年行事積立て

令和9年度に50周年行事を予定している。下記〔表B〕より、平成30年度に行われた「40周年行事決算額」から算出した「50周年行事（令和9年度）予算案」に基づく、翌年度以降の「積立て予定額」は1年毎に約73,000円となる。

〔表B〕

項目	金額
a. 40周年行事決算額	1,125,619円
b. 50周年行事（令和9年度）予算案	1,140,000円
c. 令和2年までの積立て額	700,000円
d. 積立て期間（令和3年～令和8年）	6年
e. 積立て残額（c-b）	-440,000円
<b>積立て予定額／年（-e/d）</b>	<b>73,333円</b>

※ 項目「a」については、別途 祝賀会費用 664,700円が発生したが、会費制であったため、項目「b」には含めないこととした。ただし、当日欠席者の18,700円は積立金から出費があったため、余裕をもった予算設定が必要と考える。

(3) 廃品回収、まつり等の休止

PTA会費とは別に、廃品回収及び町会盆踊り大会（以下、「廃品回収等」とする）から、下記〔表C〕に示す支出があった。

- 今後、廃品回収等の休止が続く場合は、会費から「卒業生祝品、花束」及び「新入学生祝品、ノート」の出費が必要となる（約20,000円）。
- 令和3年度に町会盆踊り大会が再開された場合は、繰越金からの支出となる。昨今の情勢を鑑み、今後も不足の事態に備え、ある程度の繰越金は必要と考える。

[表C]

項目	収入	備考
廃品回収等 収入	210,355 円	令和元年度
項目	支出	備考
新河岸まつり支出	330 円	再開しない場合は不要
卒業生祝品、花束支出	13,640 円	必須
新入学生祝品、ノート支出	7,680 円	必須
廃品回収還元品支出	32,370 円	再開しない場合は不要
町会盆踊り大会支出	50,635 円	再開しない場合は不要
もちつき支出 (お茶代)	21,06 円	再開しない場合は不要

(4) 消費税の増税

消費税が8%から10%に増税された場合、その分の出費が増加する。

(5) 感染症対策

行事再開にあたり、感染症対策のための消毒液等の購入が必要となる。

4. 令和3年度以降のシミュレーション

下記 [表D] に基づき「令和3年度繰越予想額」を算出した。この「令和3年度繰越予想額」に基づき、「令和4年度繰越予想額」について、以下の2つの場合のシミュレーション (下記 [表E] 及び [表F]) を行った。

● シミュレーション1 (下記 [表E]):

令和3年度も活動休止により会費収入が得られない場合、PTA 活動を実施することができない。

● シミュレーション2 (下記 [表F]):

現行のPTA 会費を維持した場合、「令和4年度繰越予想額」が非常に少なくなる。広報誌「おおぞら」(年2回発行)が「ガッシー便り」(年1回発行)に変更になったため、「令和4年度繰越予想額」は、広報誌「おおぞら」の印刷代分がプラスになる予定である。しかしながら、上記「3. 現行のPTA 会費を維持した場合の問題点」の項目(4)及び(5)を考慮すると、令和3年度でのPTA 会費の値上げが必要と考えられる。

[表D]

項目	金額
a. 令和元年度からの繰越金 (会費)	477,333 円
b. 令和2年度予算額	195,000 円
c. 令和3年度繰越予想額 (a-b)	282,333 円

[表E] シミュレーション1 (令和2年度と同様に活動休止、会費徴収なしの場合)

項目	金額
c. 令和3年度繰越予想額 (a-b)	282,333 円
d. 令和3年度予算額 (=bとして想定)	195,000 円
e. 周年積立て	73,000 円
f. 令和4年度繰越予想額 {c-(d+e)}	14,333 円

[表F] シミュレーション2 (令和元年度と同様の活動を再開、会費徴収ありの場合)

第2号議案・別紙

項目	現行 (2,400円/世帯)	改定案 (2,700円/世帯)
g. 令和3年度繰越予想額(a-b)	282,333円	282,333円
h. 令和3年度会費収入(170世帯と想定)	408,000円	<b>459,000円</b>
i. 令和3年度予算額 (=令和元年度決算額)	548,400円	548,400円
j. 周年積立て	73,000円	73,000円
k. 町会盆踊り大会	50,000円	50,000円
l. 令和4年度繰越予想額 {(g+h)-(i+j+k)}	<b>18,933円</b>	<b>69,933円</b>

※ 項目「i」、「j」、および「k」に加え、上記「3. 現行のPTA会費を維持した場合の問題点」の項目(3)の支出(約20,000円)が必要になる可能性がある。

※ 項目「l」において、広報誌「おおぞら」の印刷代分(令和元年度決算額178,146円-令和2年度ガッシー便り等印刷代約20,000円=約150,000円)はプラスになる予定である。

以上